

## 「Ci グリーンでんき」に関する約款

「Ci グリーンでんき」に関する約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社歯愛メディカル（以下「当社」といいます。）がご提供する需給契約のオプションプランである「Ci グリーンでんき」の適用をお客さまが希望され、当社がこれを承諾した場合に適用される契約条件を規定したものです。尚、当社は小売電気事業者である株式会社エネットの取次店であり、株式会社エネットが供給する「EnneGreen」を「Ci グリーンでんき」として提供します。

本約款は、別途お客さまに交付する「歯愛メディカル電気供給約款」、「Ci 電たる電力販売に関する重要事項説明」（あわせて以下「Ci 電たる約款等」といいます。）において本約款と異なる内容を定めた場合、Ci 電たる約款等の定めを優先するものとします。

本約款は、Ci 電たる約款等と一体となって適用され、Ci グリーンでんきに関する契約条件となります。本約款に別段の定めのない用語の定義は、Ci 電たる約款等に定める用語の定義に従うものとします。なお、Ci グリーンでんきの適用後、Ci グリーンでんきにかかる事項以外の事由により需給契約に変更が生じた場合においては、Ci グリーンでんきの効力には影響を及ぼさないものとします。

### 第1条 本約款の適用対象等

Ci グリーンでんきの適用対象となるお客さまは、当社が Ci グリーンでんきの適用を承諾したお客さまであって、当該お客さまの需要場所において、Ci グリーンでんきの適用期間の満了日まで Ci 電たる約款等に基づき株式会社エネットの電気が供給されているお客さまです。

### 第2条 Ci グリーンでんき の契約成立と適用期間

- (1) 本約款による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) Ci グリーンでんき の適用期間の開始日および満了日は、原則として、Ci 電たる約款等に定める通りとします。適用期間満了の 30 日前までに Ci グリーンでんきの適用終了または変更のお申し出がない場合は、適用期間経過後も Ci 電たる約款等に定める条件で継続されるものとします。なお、契約継続時に当社がお客さまに通知する事項は、Ci 電たる約款等に規定されている内容に基づきます。また、当社との需給契約が解約された場合、その解約日をもって Ci グリーンでんきの適用は終了するものとします。

### 第3条 Ci グリーンでんで供給する電気および Ci グリーンでんき電力量の算定

- (1) Ci グリーンでんきで供給する電気は、株式会社エネットの電源構成（主に、天然ガス発電等）の電気に再エネ指定の非化石証書を組み合わせた実質再生可能エネルギー電気とします。
- (2) 「1月」の実質再生可能エネルギー電気の供給量（以下「Ci グリーンでんき電力量」といいます。）は、以下の算定式に従い算定します。算定結果は小数点以下第1位を四捨五入します。

Ci グリーンでんき電力量＝

Ci グリーンでんき適用期間中の「1月」の使用電力量 (kWh)

なお、Ci グリーンでんきで電気を供給することにより、非化石証書の持つ環境価値（非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値)、ゼロエミ価値(地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号（その後の改正を含みます。))における CO<sub>2</sub> 排出係数が 0kg-CO<sub>2</sub>/kWh である価値)、環境表示価値（付加価値を表示・主張することができる価値）をいいます。以下同じ）がお客さまに移転されるものとし、非化石証書の由来となった再生可能エネルギーの電源種別、発電設備名、設備の所在地、割当量（Ci グリーンでんきの適用期間にかかわらず、年度（当該年 3 月の計量日から翌年 3 月の計量日前日までをいいます。以下同じ。）単位で算出するものとし、）について、翌年度の 7 月末までに通知します。また、Ci グリーンでんきの適用期間の開始日または満了日が年度の途中である場合であっても、同様とします。

- (3) 株式会社エネットは、実質再生可能エネルギー電気の供給について、環境価値の数量集計や、トラッキング（非化石証書に、その由来となった発電所の属性情報（一般社団法人日本卸電力取引所及びその委託を受けた事業者が定める、発電設備名や設備の所在地等の情報）を付与することをいいます。）の申請業務を適切に行い、環境価値を適正に管理するものとし、ます。なお、株式会社エネットの責に帰すべき事由によって環境価値の適正な管理を怠り、お客さまに損害を与えた場合は、当社がその損害（現実に生じた直接かつ通常損害に限り、逸失利益を含まないものとし、ます。）を賠償するものとし、ます。

#### 第4条 代替手段による環境価値

お客さまの予定以上の電力使用、発電所の停止、非化石価値取引市場の価格高騰や非化石価値取引市場の停止等により、提供する非化石証書量が不足する場合には、当社はお客さまに供給する電気を実質再生可能エネルギー電気とするための代替手段（具体的には再エネ電力由来の J-クレジット等）によって環境価値（再エネ電力由来 J-クレジットの場合は、ゼロエミ価値、およびお客さまにおいて調達した電気の「再エネ価値の使用」を主張することができる価値）を提供します。なお、この場合も第 3 条第 2 項の規定と同様、翌年度 7 月末までに必要な情報を通知するものとし、ます。

#### 第5条 料金

- (1) Ci グリーンでんき の料金単価は、別途お客さまと取り交わす申込書に定める通りとします。
- (2) 料金の算定期間は、「1月」を単位として算定します。
- (3) 本約款の適用を受けるお客さまは、Ci 電たる約款等で定める料金に加え、以下にて算定する Ci グリーンでんき 付加金額を支払っていただきます。

Ci グリーンでんき 付加金額＝

Ci グリーンでんき 電力量×Ci グリーンでんき の料金単価

ただし、基本料金に最低料金の定めがある場合で、Ci グリーンでんき 適用期間中の「1月」の使用電力量が最低料金適用電力量未満であった場合、Ci グリーンでんき 付加金額を算定する際の Ci グリーンでんき 電力量は最低料金適用電力量とみなすものとします。なお、その場合でも第3条第2項の Ci グリーンでんき 電力量は Ci グリーンでんき 適用期間中の「1月」の使用電力量とします。

## 第6条 免責

当社および株式会社エネットは、次の各号に定める事由により、第3条に従って実質再生可能エネルギー電気を供給できない場合があります。この場合において、お客さまが損害を被ったとしても、当社および株式会社エネットに故意または重大な過失がある場合を除き、当社および株式会社エネットはお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。

- イ) 不可抗力（日照不足、天災地変、火事、停電、戦争、ストライキ、暴動などの場合を含むがこれに限りません。）による再生可能エネルギー由来の電気の発電不足
- ロ) 発電設備の損傷、故障、亡失等による発電停止
- ハ) 市場流通する非化石証書に基づく電力量の不足
- ニ) 売却される J-クレジットの不足
- ホ) その他当社および株式会社エネットの責めによらず、Ci グリーンでんき 電力量の環境価値を確保できない状況

## 第7条 Ci グリーンでんき の変更および解約

- (1) お客さまが Ci グリーンでんき の変更（他の Ci グリーンでんき プランへの変更および適用比率の変更）を希望する場合には、希望日の 60 日前までに当社にそのことを書面にて申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出を受領した翌日から 30 日以内に承諾の可否について回答を行うものとし、当社がお客さまの申し出を承諾した場合、当該申し出を行った日から 60 日経過した後に到来する最初の計量日を変更日として Ci グリーンでんき を変更します。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から 60 日経過した後に到来する最初の計量日以外の適当な日を変更日とすることができます。
- (2) お客さままたは当社が、需給契約を継続しながら Ci グリーンでんき のみの解約を希望する場合には、希望日の 90 日前までに相手方にそのことを書面にて通知することで、お客さままたは当社は申し出た日から 90 日経過した後に到来する最初の計量日を解約日として Ci グリーンでんき のみを解約します。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から 90 日経過した後に到来する最初の計量日以外の適当な日を解約日とすることができます。

## 第8条 料金単価の変更

当社は、一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程が改定された場合、一般社団法人日本卸電力取引所が設定する非化石価値取引の価格制限が変更された場合または非化石証書の調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順により、Ci グリーンでんき の新たな料金単価を定めるものとします。

- イ) 当社は、新たな料金単価及びその適用開始予定日（以下「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を事前に書面にてお客さまに通知します。
- ロ) お客さまと当社は、新たな料金単価及び新料金単価適用開始予定日について、新料金単価適用開始予定日の15日前までに合意するものとします。
- ハ) 上記ロに定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金単価及び新料金単価適用開始日予定日について合意ができない場合には、お客さままたは当社の申し出により、Ci グリーンでんきの解約ができるものとします。
- ニ) 上記イの当社の通知に対してお客さまが異議を申し立てない場合や、上記ハにより契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日から、上記イにおいて当社が通知した新たな料金単価を適用するものとします。

## 第9条 お問い合わせ先

取次事業者：株式会社歯愛メディカル

Ciメディカル電力事業部 0761-50-2076 時間帯 10:00-18:00（年末年始土日祝除く）

小売電気事業者：株式会社エネット（登録番号：A0009）

エネットコンタクトセンター 0120-2233-79 時間帯 9:00-17:00（年末年始土日祝除く）

停電などに関するお問い合わせ先

一般送配電事業者または配電事業者

## 第10条 その他

当社はCi電たる約款等の規定と同じ手続きを経て、当約款の内容を変更することがあります。

2024年4月  
株式会社歯愛メディカル